

TERP22-15

ASNITE公表用文書

ASNITE試験事業者
認定の取得と維持のための手引き
(第15版)

2021年7月2日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

はじめに.....	4
第1章 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム.....	4
第1節 プログラムの概要.....	4
第2節 認定の対象となる試験分野.....	4
第3節 認定制度の運営.....	4
第2章 認定申請の手続き.....	5
第1節 概要.....	5
第2節 事前準備.....	6
第3節 認定の申請.....	7
第4節 申請書類の提出先.....	10
第5節 手数料.....	10
第3章 認定プロセス.....	11
第1節 概要.....	11
第2節 認定の決定.....	14
第3節 認定申請内容の変更.....	15
第4章 試験事業者の権利と義務.....	15
第1節 試験事業者の権利.....	15
第2節 試験事業者の義務.....	15
第5章 認定の維持等のための手続き.....	15
第1節 認定要求事項への継続的な適合.....	15
第2節 認定申請内容変更の届出.....	16
第3節 認定の維持等に係る審査(認定維持審査、再認定審査及び臨時審査).....	16
第4節 区分追加.....	16
第5節 事業の承継.....	16
第6節 事業の廃止.....	17
第7節 認定の一時停止、取消し及び縮小.....	17
第8節 試験業務報告.....	17
第6章 苦情又は異議申立て.....	17
附則.....	18
別表1 申請書類.....	19
別表2 認定申請内容等変更届に係る例.....	20
TERP22 ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き:様式集.....	22
(試験事業者 様式1) 認定(再認定)申請書.....	23
(試験事業者 様式1-2) 認定(再認定)申請書別紙.....	25
(試験事業者 様式1-3) 試験の業務の実績(過去1年間の実績).....	26
(試験事業者 様式1-4) 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図.....	27
(試験事業者 様式1-5) 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧.....	28
(試験事業者 様式1-6) 試験所の配置図.....	29
(試験事業者 様式1-7) 試験室等の機器の配置図.....	30
(試験事業者 様式1-8) 試験所の組織図.....	31
(試験事業者 様式1-9) 主要職員名簿.....	32
(試験事業者 様式1-10) マネジメントシステム文書一覧.....	33
(試験事業者 様式1-11) 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経歴.....	34

(試験事業者	様式1-12) 認定申請に関する連絡先担当者等.....	35
(試験事業者	様式2) 認定申請書等変更届	36
(試験事業者	様式3) 認定維持(又は臨時)審査申請書.....	37
(試験事業者	様式4) 事業廃止届	38
(試験事業者	様式5) 試験事業に係る報告事項	39
(試験事業者	様式6) 委任状.....	40
改正ポイント.....		41

ASNITE試験事業者認定の取得と維持のための手引き

はじめに

この手引きは、試験事業者が製品評価技術基盤機構認定制度の認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。

なお、試験事業者（環境）、ITセキュリティ評価及び暗号モジュール試験を行う試験事業者が認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書は別に作成しています。

第1章 製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム

第1節 プログラムの概要

製品評価技術基盤機構認定制度試験事業者認定プログラム（以下「ASNITE-T認定」という。）は、[ASNITE Webサイト](#)で公表するASNITE試験事業者認定スキーム文書（文書番号TEIFXX）で構成される、試験事業者を認定する任意のプログラムです。

ASNITE-T認定を付与された事業者（以下「認定試験事業者」という。）が、認定が与えられた範囲内の試験を行ったときは、ASNITE試験事業者認定の一般要求事項に定めるILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。

認定試験事業者の試験サービスを利用する者は、国際規格等に適合した認定試験事業者の試験を受けることができることとなります。そして、このことは当該利用者の製品の信頼性の根拠の一つとなるものです。製品評価技術基盤機構認定制度認定プログラムの認定機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「IAJapan」という。）は、認定のための一般要求事項としてISO/IEC 17025の関係条項を採用し、ISO/IEC 17011に適合した制度運営を行っています。

さらに、IAJapanは、その制度運営の適切性をAPAC^{*1} MRA及びILAC^{*2} MRA^{*3}に認められ、これらに参加しています。（MRA対象プログラムは、JNLA、JCSS並びに試験事業者及び校正事業者に対するASNITE。）

*1 APAC: Asia Pacific Accreditation Cooperation(アジア太平洋認定協力機構)

*2 ILAC: International Laboratory Accreditation Cooperation(国際試験所認定協力機構)

*3 MRA: Mutual Recognition Arrangement(相互承認)

第2節 認定の対象となる試験分野

認定を申請する者（以下「申請試験事業者」という。）は、申請時にどのような認定を受けたいのか、すなわち、試験方法の区分を特定しなくてはなりません。

認定の対象となる試験方法の区分については、[ASNITE Webサイト](#)の公表文書に掲載した「ASNITE試験方法区分一覧(TERP32)」で示しています。認定を受けようとする試験方法が、これらの区分一覧にないと思われる場合は、申請前にIAJapanにご相談ください。

第3節 認定制度の運営

1. 認定機関

ASNITE-T認定は、IAJapanにより運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。

2. 運営規格等

ASNITE-T認定の運営はIAJapanの規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にか

んがみ、その運営方針は国際指針であるISO/IEC規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、IAJapanはISO/IEC 17011の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、ASNITE-T認定はこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、ASNITE-T認定は諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。以下に当該制度に適用される国際規格等を示します。

- ① ISO/IEC 17011:2017 - Conformity assessment - Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- ② ISO/IEC 17025:2017 - General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)

3. 認定要求事項

申請試験事業者は、各認定スキームの認定スキーム文書に定める全ての認定要求事項に対して審査されます。また、認定を受けた後も継続してそれらの認定要求事項を満足しなければなりません。

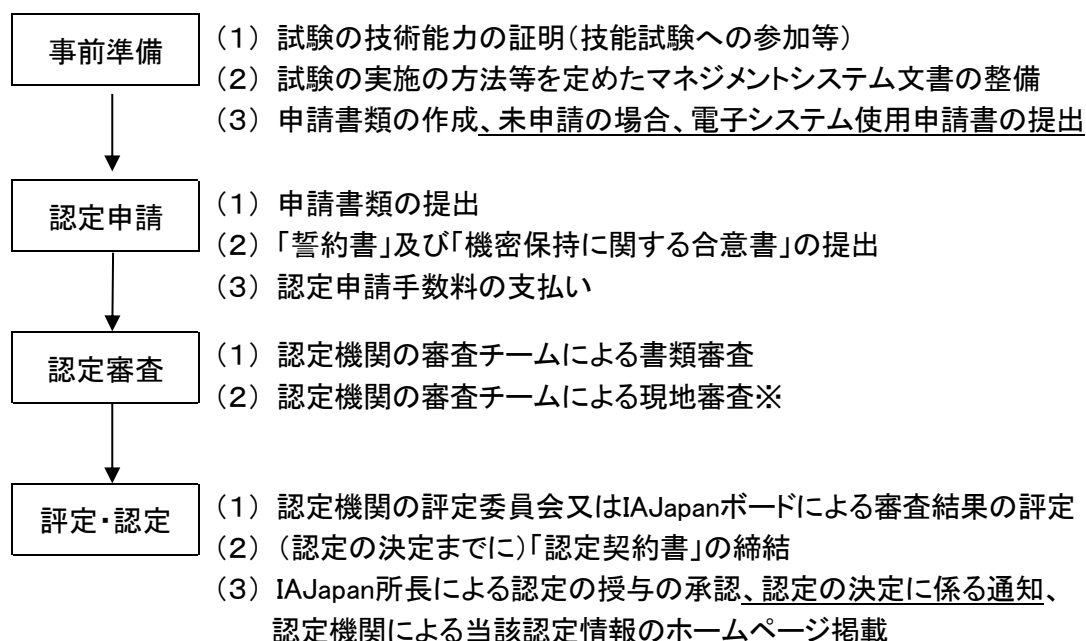
第2章 認定申請の手続き

第1節 概要

認定を申請する者は、申請時に実際に試験事業(類似のものを含む。)を実施している者であって、かつ、当該試験事業に法的責任を持つ法人(又は、法人の一部として明確に位置づけられている)であれば、民間企業、公益法人において認定を申請することができます。また、認定を受ける試験事業者の数や申請時期の制限はありません。

認定試験事業者になるためには、必要とされる申請書類を作成し、IAJapanに申請しなければなりません。IAJapanは、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し、評定委員会又はIAJapanボード(以下「評定委員会等」という。)による評定を経て、IAJapan所長が認定の授与を承認するとともに、認定の決定に係る通知を行います。認定申請の準備から認定を受けるまでの概略は、次頁のとおりです。

なお、IAJapanでは、認定申請及び審査に係わる認定申請審査業務システム(「以下「電子システム」)による認定の申請等の受付を行なっておりますので、是非ともご使用ください。電子システムの使用申請方法及び使用方法は、[ASNITE Webサイト](#)に公開している認定申請審査業務システム使用マニュアル(ASNITE)(ASRP22S01)をご覧ください。



※現地審査は、試験所への訪問により実施するほか、試験所の合意の下、各種通信手段を用いた手法(以下「遠隔審査」という)により実施する場合があります。

第2節 事前準備

申請試験事業者は、次の要件に適合しなければなりません。これらの認定要求事項を詳しく解説します。

認定をスムーズに受けるためには、通常、事前に申請試験事業者による十分な準備が必要となります。

1. 試験の技術的能力の証明

申請試験事業者は、認定申請の全ての範囲について、試験を実施する技術的能力がなければなりません。ここで「試験を実施する技術的能力」とは、試験機器、施設等のハード面と技術管理、試験従事者、試験手順等のソフト面について総合的な技術的能力を有していることを言います。

試験の技術的能力の証明の方法としては、内部精度管理に加えて、外部精度管理としてIAJapanが別に定める「IAJapan技能試験に関する方針(URP24)」に従った技能試験等を受けていただくこととなります。

注1) 技能試験に関する情報は、ホームページ等に公表いたします。

注2) 申請する試験方法の区分によっては、申請した試験方法と類似する方法による技能試験の参加実績がある場合は、その実績を採用する場合があります。詳細は、申請前にIAJapanにご確認ください。

2. マネジメントシステムの構築

「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に適合したマネジメントシステムを有することが要求されます。これには、ISO/IEC 17025等の該当する要求事項が採用されています。詳しくは、「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」を参照してください。

また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されなければなりません。申請試験事業者は、申請に際して、申請する試験事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を記載した文書、試験手順や方法を定めた手順書、試験の測定不確かさの評価方法を定めた手順書な

どを添付書類として提出する必要があります。

注3) 審査チームが、認定審査の各段階において、申請試験事業者の認定要求事項への適合性が提出された文書の記述のみから判断できない場合には、追加的に関係する文書等の提出を求めることがあります。

3. 電子申請システムの申請

電子システムによる申請を行なう場合には認定の申請の前に「認定申請審査業務システム使用申請書」をご提出いただく必要があります。ASNITE Webサイトに公開している認定申請審査業務システム使用マニュアル(ASNITE)(ASRP22S01)0.及び1.をご参照下さい。

第3節 認定の申請

事前準備が終了したら、様式1の認定(再認定)申請書及び申請に必要な書類(以下「添付書類」という。)を添付し、申請してください。申請は、試験事業を行う事業者(法人の場合は、代表権のある者)が行って下さい。また、認定を受けようとする事業所(試験所)の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所とみなします。

一つ又は複数の試験活動を複数の事業所で分担して実施している場合は、「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」の「5. 2 マルチサイト」に記載された要求を満たすようにして下さい。

なお、申請書類の提出の際、IAJapan Webサイトで公開している「誓約書」及び「機密保持に関する合意書」の提出が求められ、認定の決定が行われた場合、認定の授与(認定の決定に係る通知)までに、IAJapanとの間で「認定契約書」の締結が必要です。IAJapanからの指示により「認定契約書」を提出してください。IAJapanと申請試験事業者の間で契約(合意)する方法としては、電子契約(電子署名/電子サイン/認定申請審査業務システム)を原則としますが、申請試験事業者の要望により書面契約(署名又は記名押印)も可能です。契約(合意)に先だて、ASNITE担当からご案内します。

また、代表権のある方からの委任状を認定(再認定)申請書に添えてご提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けた範囲において、当該委任を受けた方が提出時以降の手続きを行うことができます(様式6 参照)。

審査の実施にあたって、IAJapanから審査チームに対して、申請書類(別表1)及び変更の届出書類(第5章第2節)の電子ファイルを、当機構が管理するファイル交換システムやIAJapanが管理する電子システムなど、情報セキュリティが確保された媒体により配布します。

注4) 既に認定を受けている者が、別の試験方法の区分の認定を受けようとする場合は、改めて申請することが必要となります。

注5) 申請書様式をはじめ、各様式は申請試験事業者がワープロ等で作成してください。

注6) 認定申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)は別表1を参照してください。

注7) マルチサイト事業者の申請を行う場合には、申請前にIAJapanにご相談下さい。

(様式1)の記入例

認定（再認定）申請書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター 所長 殿	
住所	東京都渋谷区東原一丁目3番1号
名称及び	株式会社製品試験センター
代表者の氏名	代表取締役社長 独法 太郎
試験事業者に対する製品評価技術基盤機構認定制度の認定（再認定）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。	
記	
1. 認定を受けようとする試験方法の区分	
別紙のとおり	
2. 認定を受けようとする事業所の名称、所在地（郵便番号）、電話番号、認定識別、認定の有効期限及び前回の現地審査日	
認定（再認定）を受けようとする事業所	
実施する業務	結果の報告（全認定範囲）、試験実施（別紙参照）
ふりがな	つくばしけんセンター
名称	つくば試験センター
ふりがな	いばらきけんつくばしまつその3-1
所在地 （郵便番号）	茨城県つくば市松園3-1 （〒305-XXXX）
電話番号	029-861-NNNN
認定識別	（再認定申請の場合のみ、ご記入ください）
認定の有効期限	（再認定申請の場合のみ、ご記入ください）
前回の現地審査日	（再認定申請の場合のみ、ご記入ください）
関連する事業所①	
実施する業務	マネジメントシステム運用
ふりがな	ほんしゃひんしつかんりぶ
名称	本社品質管理部
ふりがな	とうきょうとしぶやくひがしはら1ちょうめ3ばん1ごう
所在地（郵便番号）	東京都渋谷区東原一丁目3番1号（151-0000）
電話番号	03-34xx-xxxx
関連する事業所②	
実施する業務	試験実施（別紙参照）
ふりがな	だい2しけんしつ
名称	第2試験室
ふりがな	とうきょうと〇〇く▽▽まち1ちょうめ4ばん1ごう 〇〇〇びる

所在地（郵便番号）	東京都〇〇区▽▽町一丁目4番1号〇〇〇ビル
電話番号	03-3xxx-xxxx

3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無
なし

(様式 1-2)の記入例

認定（再認定）申請書別紙

つくば試験センター

試験する材料又は製品	試験の種類（試験方法の区分の名称）	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法規格	特記事項
太陽電池	太陽電池特性試験	電圧 電流 電力	IEC 61646 10.2、10.4、10.6、10.7、10.19	—

第2試験室

試験する材料又は製品	試験の種類（試験方法の区分の名称）	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法規格	特記事項
ディスプレイ	エネルギースター ディスプレイ試験	電力	ENERGYSTAR Program Requirements Product Specification for Displays	Eligibility Criteria Version 7.0/7.1/8.0
画像機器	エネルギースター 画像機器試験	電力	ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Imaging Equipment	Eligibility Criteria Version 2.0/3.0

第4節 申請書類の提出先

申請にあたっては、以下の表に記載された提出形式、提出方法及び提出先を確認し、提出して下さい。

表 申請書類の提出形式、提出方法及び提出先

提出形式	提出方法	提出先
電子ファイル	【推奨】申請システムへのアップロード(電子申請)	認定申請審査業務システム使用マニュアル(ASNITE)(ASRP22S01) 4. 及び 6. を参照
	ファイル交換システムへのアップロード	ASNITE 担当から案内するアップロード用 URL ※アップロードファイルは ZIP 圧縮可。ファイル交換システムの利用をご希望される場合は、 asnite-t@nite.go.jp にご連絡ください。
	電子メールへの添付	asnite-t@nite.go.jp 認定センター 試験認証認定課 ASNITE 試験(一般)担当 ※添付ファイルは ZIP 圧縮可。
	電磁的記録媒体(CD、DVD 又は BD。USB メモリ不可。)の郵送	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10 認定センター 試験認証認定課 ASNITE 試験(一般)担当 ※紙の郵送書類は両面印刷可。
紙	郵送	※紙の郵送書類は両面印刷可。

(提出形式が「電子ファイル」の場合の注意点)

- ・様式ごと、文書ごとに、別の電子ファイルにしてください。
- ・電子ファイル形式(拡張子)は、PDF ファイル(.pdf)、ワードファイル(.docx、.doc)、エクセルファイル(.xlsx、.xls)など、一般的に使用されている形式をご利用ください。実行ファイル(.exe)はご使用いただけません。
- ・電子ファイルのファイル名の冒頭に、この手引きの別表中の項番号(「2のイ」から「2のチ」)を付してください。また、同表中の「その他必要な書類」、「認定(再認定)申請に必要な書類」については、表右欄の名称をファイル名としてください。
- ・複数の様式や文書が 1 つの電子ファイルになっている場合、電子ファイルの内容とファイル名が明らかに異なる場合、解像度が低い等の理由により内容の確認が困難な場合などは、ASNITE 担当から再提出をお願いすることがあります。

第5節 手数料

1. 認定申請手数料

(1) 認定申請手数料は、IAJapan Webサイトの[手数料ページ](#)で公表する「認定業務に係る手数料規程」(WEBサイトにおいて「手数料規程」という。)をご参照ください。

なお、ASNITE-T認定の試験方法の区分の内容は、[ASNITE Webページ](#)の公表文書に掲載した「ASNITE試験方法区分一覧(TERP32)」で公表しています。認定を受けようとする試験方法が、ASNITE試験の区分一覧にない場合は、IAJapanにご相談ください。

(2) 特例措置

ASNITEとJNLAとを同時に申請する場合において、初回認定審査、認定維持審査、再認定審査及び区分追加審査を合同で実施できる場合等は減額措置があります。詳細はIAJapanにご確認ください。

2. その他

手数料の納付については、独立行政法人製品評価技術基盤機構の財務会計部門からご連絡いたしますので、所定の期限内に銀行振り込みにより納めていただきますようお願いいたします。請

求書は、原則として電子メールにより送付します。紙の請求書をご希望の場合でも、政府及び機構の方針により、請求書への押印は行っておりません。いったん受理した申請等に係る手数料については、当機構の事情により審査を中止する場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでご注意ください。

第3章 認定プロセス

第1節 概要

IAJapanは、申請を受理した後、申請試験事業者が認定要求事項に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての認定要求事項に適合していると判断された場合にのみ認定が付与されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で問題がなければ、現地審査(事業所における審査)が実施されます。この際、申請試験事業者は申請範囲内に関して、書類、記録の閲覧や提供、事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は認定できない場合があります。

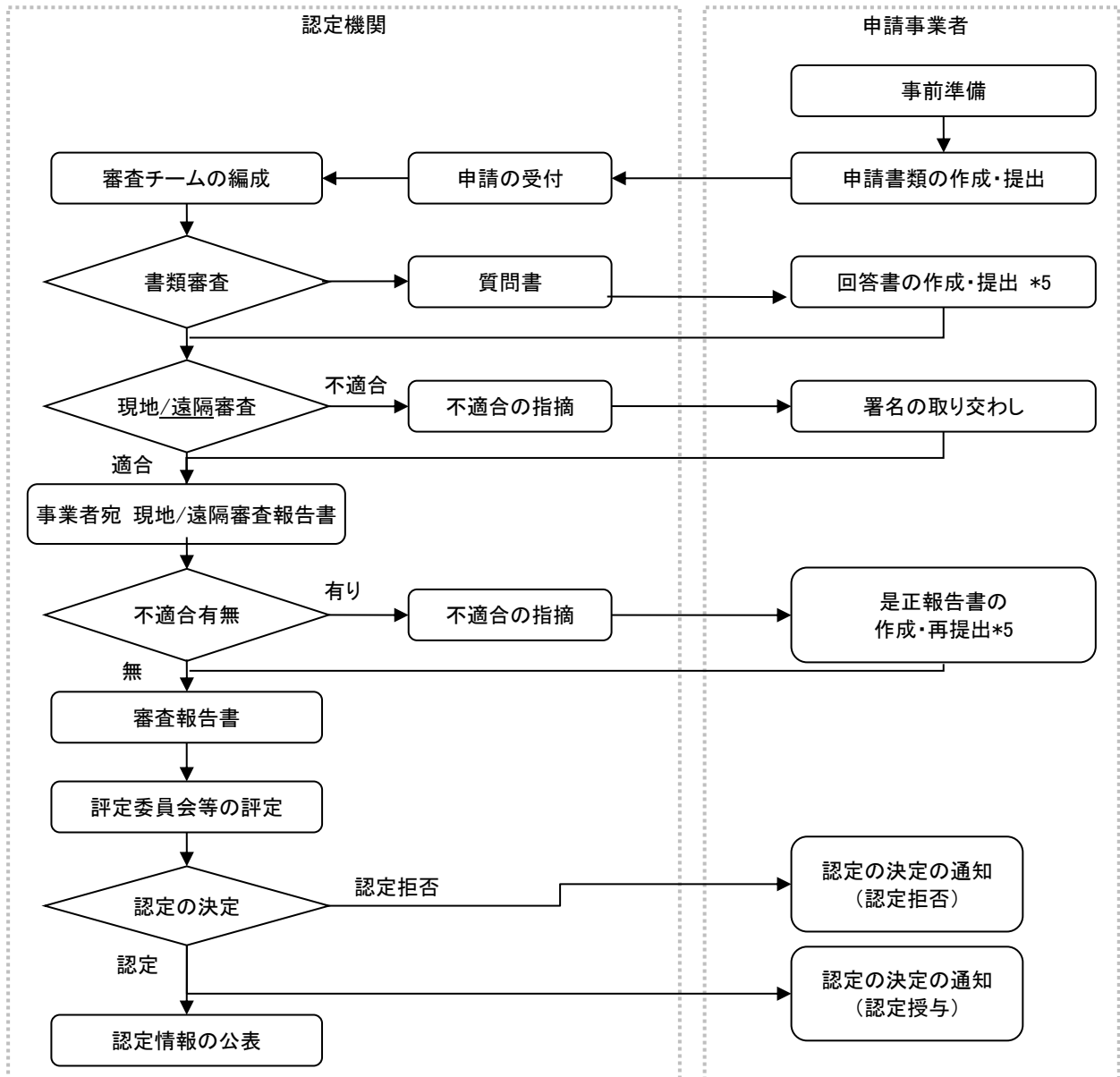
なお、現地審査は、試験所への訪問により実施するほか、各種通信手段を用いた手法(以下「遠隔審査」という)により実施する場合があります。

また、審査の過程でIAJapan又は審査チームから不適合事項に対する是正報告書等の提出が求められる場合や追加の手数料を徴収の上、再度の現地審査が実施される場合があります。不適合事項の是正に20営業日以上を要する場合には、その是正計画を提示してください。ただし、是正計画を提出した場合の是正報告書等の提出期限は、最初に提出が求められた日から起算して原則60営業日を上限とします。

審査プロセスにおいて、申請試験事業者からの申し出により、審査手続きを取下げ又は中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。

次に認定のプロセスを、順を追って解説します。

認定プロセス(フローチャート)



* 5 回答書又は是正報告書の提出期限は「提出が求められた日から起算して原則20営業日以内」とします。
 (期限を過ぎた場合は、次工程に進みます。)

1. 審査チームの編成

IAJapanは、認定申請ごとに申請の試験区分に適した1名以上の審査員と、必要に応じて、技術専門家を、予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。審査チームの規模は、申請の範囲等を勘案したものとなります。

審査チームが編成されると、申請試験事業者に審査チームメンバーの氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠くおそれがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。

なお、全ての審査員及び技術専門家には審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。

2. 書類審査

審査チームは、提出された書類に、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、試験の方法や測定不確かさの評価方法などの技術的事項についても書面で審査します。

審査チームは、書類審査の結果、提出書類に対する質問がある場合は質問書によって回答を要求しますので、申請試験事業者は質問を受けた日から起算して20営業日以内に書面(回答書)で回答してください。回答に20営業日以上を要する場合には、その計画を書面で回答してください。ただし、その場合の回答書の提出期限は、最初に回答書の提出を求められた日から起算して原則60営業日を上限とします。原則として現地審査は、それらの回答が提出された後に実施します。

3. 現地審査

書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、試験事業を実施する事業所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「試験事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「試験の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題はないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、申請試験事業者のラボラトリマネジメント、品質管理要員、技術管理要員や試験従事者に対するヒアリングや模擬的な試験作業を観察する立会試験などの方法で行います。遠隔審査の場合、例えば、これらの方法にWeb会議ツールによる通話や画像/動画の確認などの手段を用いることが想定されます。

なお、申請時に技能試験の実績がないなどの場合は、「IAJapan技能試験に関する方針(URP24)」に基づき、これに代わる一定の条件を満たすことが必要になりますので、事前にIAJapanにご相談ください。現地審査の実施に当たっては、審査チームは予め申請試験事業者と合意の上現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。申請試験事業者は、審査チームが主要要員と対話できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。

また、現地審査時に発見された指摘事項の是正確認のため、追加の審査日数に係る審査員人件費及び審査旅費相当額の手数料を徴収の上、再度の現地審査を行う場合があります。

以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。

◇ 現地審査の典型的なスケジュール

第1日目

○ 開始会合

審査チームは、申請試験事業者と現地審査手順、時間割などを確認します。

○ マネジメントシステムに係る審査

マネジメントシステムに関する審査が、通常、ラボラトリマネジメント、品質管理要員及び技術

管理要員に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されます。

第2日目

○ 通常、試験方法の区分ごとに1件以上の立会試験が実施されます。同時に技術管理要員又は試験従事者に対して、試験方法、測定不確かさの評価、施設、試験用機器などに関する質問がなされます。

○ 審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ

審査チームのみによる会合が持たれ、審査チームにより審査結果が取りまとめられます。

○ 終了会合

審査チームリーダーは、申請試験事業者の代表職員に対して、現地審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームと事業所の代表職員の双方が審査で発見された不適合、懸念事項又はコメントを文書により確認します。確認された不適合については20営業日以内に是正報告書を、懸念事項については20営業日以内に回答書を提出してください。不適合に対する是正に20営業日以上を要する場合には、「不適合の是正報告(及び是正計画)書」に是正計画を記載して提出してください。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、提出を求められた日から起算して原則60営業日を上限とします。不適合に対する是正処置がとられない場合は不認定となります。「不適合の是正報告書(及び是正計画)書」、「懸念事項に対する回答書」の様式は、ASNITE担当が現地/遠隔審査報告書と共に申請試験事業者に送付します。

なお、是正の効果及び是正計画の実態を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。

また、コメントについては是正報告書又は回答書の提出は求められませんが、申請試験事業者による適切な措置が望まれます。

第2節 認定の決定

全ての審査終了後、審査チームは申請試験事業者による是正処置の結果を含め、審査結果を評定委員会等に報告し、評定委員会等が審査結果を評定します。評定委員会等の評定に基づき、IAJapan所長は認定の授与を承認するとともに認定の決定に係る通知を行います(不認定の場合はその旨通知します)。認定情報には、認定試験事業者の名称、認定識別、事業所の名称、試験方法の区分等、申請書に記載された内容が記載されます。この認定情報に記載された内容が認定された範囲となります。

なお、認定の決定がされた後、認定の授与(認定の決定に係る通知)までに、IAJapanとの間で「認定契約書」の締結が必要です。IAJapanからの指示により「認定契約書」を提出してください。

認定試験事業者の認定識別は、プログラムごとの略号(ASNITE)、0001から始まる4桁の追い番号及び認定された事業の内容を示す付加情報(試験: Testing)の組み合わせになります。一つの事業所に一つの認定識別を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の事業区分の申請や追加申請がある場合であっても、同一の認定識別になります。また、マルチサイト事業者の場合は、認定を取得した全ての事業所が、同一の認定識別になります。

この認定識別は、認定試験事業者が発行する試験報告書に付すILAC MRA組み合わせ認定シボルの下部に見やすく付記する必要があります。すべての認定区分を廃止する場合にあっては、その認定識別は、欠番となります。

IAJapanは認定と同時に認定情報をホームページに掲載します。IAJapan Webサイトで公開している内容が最新の認定情報です。

また、認定証が交付されている場合は、認定証をカラーコピーで全て複写する際は、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を行い、誤解を招くような事態を予防しなければいけません。

第3節 認定申請内容の変更

申請試験事業者は別表1に定める申請書類の記載内容に変更が生じた場合は、様式集の様式2の認定申請書等変更届(1部)に変更が生じた書類(別表1の書類のうち、項目1.の様式1を除く。)を添えてIAJapanに提出してください。提出が必要となる事例については別表2をご参照ください。

第4章 試験事業者の権利と義務

第1節 試験事業者の権利

1. ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の発行

認定試験事業者は、試験を行ったときは、ILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することができます。

また、英語による試験報告書を発行することができます。発行に当たっては、申請時にIAJapanに提出した手順及び様式を用いなければなりません。申請時の様式と異なる試験報告書を発行する場合は、第5章第2節「認定申請内容変更の届出」の手続きを行い、IAJapanの承認を得てください。

2. 認定要求事項の変更

IAJapanは、第1章第3節の3. 認定要求事項を変更する時は、新基準に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、申請試験事業者及び認定試験事業者にお知らせします。

3. 審査チームに対する異議申立て

申請試験事業者及び認定試験事業者は、審査チームの構成について、IAJapanに異議を申し立てる機会が与えられます。

4. IAJapan に対する苦情及び異議の申立て

申請試験事業者及び認定試験事業者は、IAJapanの行う処分、制度の運営などに対して異議又は苦情の申立てを行うことができます。

第2節 試験事業者の義務

申請試験事業者及び認定試験事業者には幾つかの義務が課せられます。申請試験事業者及び認定試験事業者は、「ASNITE試験事業者認定の一般要求事項(TERP21)」に記載した遵守事項を遵守しなければなりません。

なお、申請試験事業者は認定申請時に、[IAJapan Webサイト](#)で公開している様式「誓約書」を提出するよう求められます。

第5章 認定の維持等のための手続き

第1節 認定要求事項への継続的な適合

認定試験事業者が認定を維持していくためには、第4章第2節の義務を遵守し、認定要求事項に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。

1. 試験の技術的能力の定期的な確認

認定試験事業者は、継続して認定時の技術能力を維持していなければいけません。このため、事業所の技術的運営において、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努めること(内部精度管理)が必要です。また、認定試験事業者は、「IAJapan技能試験に関する方針(URP24)」に従って、“技能試験参加計画”を作成し、これに従って定期的に技能試験に参加し、満足な結果を納めること(外部精度管理)が必要です。

2. マネジメントシステムの適切な運営

認定試験事業者は、事業のマネジメントシステムを文書化したマネジメントシステム文書に従って、事業を適切に運営しなければいけません。マネジメントシステムの運営に責任を持つ者は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、試験サービスの品質が維持されていることを確保するよう常に努める必要があります。

第2節 認定申請内容変更の届出

認定試験事業者は、別表1に定める申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、原則として30日以内に様式2の認定申請書等変更届(1部)に変更が生じた書類(別表1の書類のうち、項目1.の様式1、項目4.及び項目12.を除く。)を添えてIAJapanに提出しなければいけません。提出が必要となる事例については別表2をご参照ください。

変更内容によっては、臨時審査を行う場合がありますので、IAJapanにご相談下さい(試験対象項目の追加、試験方法の変更等)。既に認定を受けた試験方法の区分内で認定範囲を拡大する場合等、IAJapanが変更届の内容を確認し、受理した後、問題がなければ認定情報の修正を行います。なお、IAJapanが問題ないと判断するまでの間は、新たな試験方法でILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書を発行することはできません。

第3節 認定の維持等に係る審査(認定維持審査、再認定審査及び臨時審査)

IAJapanは、認定試験事業者の継続的なマネジメントシステム運営の確認のための定期的な認定維持審査及び次の認定周期への移行の可否確認のための再認定審査を実施します。認定試験事業者の重大な不適合等が発見された場合は、臨時審査を実施することがあります。また、臨時審査における現地審査時に発見された指摘事項の是正確認のため、手数料を徴収の上、再度、現地審査を行う場合があります。

なお、審査(臨時審査を除く。)プロセスにおいて、申請者からの申し出により、その手続きを中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。

1. 実施の時期

各審査における現地審査の実施時期については、該当する認定スキームの認定スキーム文書をご参照ください。

なお、実施期限の情報を含め、実施時期については、IAJapanから事前にご連絡いたします。

2. 申請

認定維持審査及び臨時審査(抜き打ちで行う場合を除く。)については様式集の様式3、再認定審査については様式集の様式1により申請してください。

認定維持審査の申請は、現地審査(現地認定維持審査)が行われる期限の少なくとも3か月前に申請を行う必要があります。

再認定申請は、認定の有効期限の少なくとも5か月前に申請を行う必要があります。

臨時審査(抜き打ちで行う場合を除く。)の申請については、(1)のIAJapanからの連絡に従ってください。

3. 手数料

再認定審査、認定維持審査及び臨時審査の手数料は、第2章第5節をご参照ください。

第4節 区分追加

認定区分を追加する場合は、追加部分の認定申請が必要となります。詳細についてはIAJapanにご相談下さい。

第5節 事業の承継

認定試験事業者が事業の全部を譲渡したとき、又は認定試験事業者について相続、合併若しくは

分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、認定試験事業者の地位を承継しますので、IAJapanに直ちに連絡してください。このとき承継した者は、事実を証する書面を認定申請書等変更届(様式2)及び被承継人に対して認定証が発行されている場合は、その原本の提出を以て、認定試験事業の承継の届出があったものとみなします。

第6節 事業の廃止

認定試験事業者は、認定を受けた事業を全部又は一部廃止したときは、原則として30日以内に様式4の事業廃止届を作成し、認定証が発行されている場合は、その原本を添えてIAJapanに提出しなければいけません。

なお、一部廃止の場合にあつては、一部廃止する範囲を事業廃止届の該当の欄で明示してください。

第7節 認定の一時停止、取消し及び縮小

IAJapanは、認定維持審査、再認定審査又は臨時審査の結果、認定試験事業者が認定要求事項に対する重要な不適合事項がある場合又は緊急に対応する必要性のある事象が生じた場合は、その重大性を勘案し認定資格を一時停止することがあります。

また、審査の妨害等を行った場合、認定の規則に従わなかった場合、一時停止中の認定試験事業者が一時停止に係る是正処置を行わなかった場合等においては、認定が取り消されることがあります。認定の一時停止は、認定範囲の全部又は一部に対して、一時的に制限をかけた状態となります。認定の取り消しは、全体に対して認定を取り消すこととなり、認定の縮小は、認定範囲の一部を取り消すこととなります。なお、マルチサイト事業者の場合は、全ての事業所が対象となることがあります。

認定試験事業者は、当該認定範囲の一時停止、取消し又は縮小を受けた場合は、直ちに当該認定範囲に関する一切の認定の地位の主張及びILAC MRA組み合わせ認定シンボルの使用を停止又は中止してください。また、取消しを受けた認定範囲について、認定証が発行されている場合、その認定証を速やかにIAJapanに返却してください。

第8節 試験業務報告

IAJapanでは認定試験事業者の最新の業務実施状況を把握することを目的とし、前年度の試験事業の実績等の報告について、ご協力をお願いしております。

認定試験事業者は、認定された翌年度以降、4月末を目処に前年度の実績報告について、様式5の試験事業に係る報告を作成し、IAJapanに提出をお願いします。

第6章 苦情又は異議申立て

苦情又は異議は、IAJapanで受け付けています。苦情の申し出は電話でもかまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。異議申立ては書面によって申し出ください。苦情又は異議は[IAJapan Webサイト](#)で公表する「苦情・異議申立て処理規程(URP30)」に従って処理されます。

苦情又は異議申立ては以下のように定義分類されます。

1. 苦情: 人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、異議申立て以外のもの。
2. 異議申立て: 希望する認定の地位に関して、不利な認定の決定を再度考慮するよう申請又は認定試験事業者が行う文書による要請。

附則

この文書は、平成25年6月20日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成26年12月1日より規程管理規程の適用対象外とする。
2. 本手引きは、平成28年1月1日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成28年4月1日から適用する。

附則

1. 本手引きは、平成28年9月29日から適用する。

附則

1. 本要求事項は、平成30年11月30日から適用する。
2. 認定の審査基準がISO/IEC 17025:2005の場合においては、なお、従前のとおりとする。

附則

1. 本手引きは、2019年7月1日から適用する。
2. 認定の審査基準がISO/IEC 17025:2005の場合においては、なお、従前のとおりとする。

附則

1. 本手引きは2020年3月19日から適用する。

附則

1. 本手引きは2020年5月1日から適用する。

附則

1. 本手引きは2020年10月9日から適用する。

附則

1. 本手引きは2021年1月1日から適用する。

附則

1. 本手引きは2021年7月2日から適用する。

別表 1 申請書類

申請書類	
項目	書類等
1. 認定申請書	<input type="checkbox"/> 認定(再認定)申請書(様式1、様式1-2)
2. 登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(正本1組)
3. 「誓約書」、「機密保持に関する合意書」 (初回認定申請時のみ)	<input type="checkbox"/> 誓約書 1) <input type="checkbox"/> 機密保持に関する合意書 1) <input type="checkbox"/> エネルギースタープログラムに係るASNITEの遵守事項の誓約について(エネルギースター認定プログラムに係る申請試験事業者に限る) 2)
4. 試験の事業の概要及び業務の実績	<input type="checkbox"/> 試験の事業の概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験の業務の実績(過去1年間の実績)(様式1-3)
5. 試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい) <input type="checkbox"/> 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式1-4)
6. 試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別	<input type="checkbox"/> 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式1-5)
7. 試験の事業を行う施設の概要	<input type="checkbox"/> 試験所の配置図(様式1-6) <input type="checkbox"/> 試験室等の機器の配置図(様式1-7)
8. 試験の事業を行う組織に関する事項	<input type="checkbox"/> 試験所の組織図(様式1-8) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式1-9)
9. 試験の事業の実施の方法に関する事項	<input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書一覧(様式1-10) <input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書のコピー <input type="checkbox"/> 認定後に発行するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式 <input type="checkbox"/> ILAC MRA組み合わせ認定シンボルの管理方針
10. 試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	<input type="checkbox"/> 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験(様式1-11)
11. 認定申請に関する連絡先担当者等	<input type="checkbox"/> 認定申請に関する連絡先担当者等(様式1-12)
12. 技能試験に関する書類	<input type="checkbox"/> 技能試験参加計画(代替手法による実施を含む。) <input type="checkbox"/> 技能試験の結果を示す書類又はその写し(技能試験に参加した場合)
13. マネジメントシステム	<input type="checkbox"/> 選択肢A <input type="checkbox"/> 選択肢B

1) [IAJapan の Web サイト](#)に様式が公開されています。

2) ASNITE 担当が様式をお送りします。

別表 2 認定申請内容等変更届に係る例

変更内容	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更内容の例(注1)
試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類(パンフレット等でもよい)	①定款の事業内容が変更 ②寄付行為の事業内容が変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更
	試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図(様式1-4)	試験事業者の全体組織図の変更	試験の事業に関係のない部署の名称変更等
試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験に用いる器具、機械、装置類の一覧(様式1-5)	①機器等数量の増減 ②性能の異なる機器の更新 ③右記以外の所在場所の変更 ④所有・借入れの変更	試験事業に影響がない変更(注2)
試験の事業を行う施設の概要	(1)試験所の配置図(様式1-6)	①同一敷地内における試験施設の移転 ②試験施設(建屋)の増減	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合
	(2)試験室等の機器の配置図(様式1-7)	①(1)の変更時 ②試験室の増減	試験室内における機器等のレイアウト変更(注2)
	(3)認定申請書「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」	①常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無の変更 ②(レンタルラボの場合)賃貸契約内容の変更	
試験の事業を行う組織に関する事項	(1)認定申請書「認定を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号」	主たる事業所以外で試験活動を行う事業所の追加・変更	
	(2)試験所の組織図(様式1-8)	試験所組織図の変更	
	(3)主要職員名簿(様式1-9)	ラボラトリマネジメント、技術管理要員、品質管理要員、署名・記名押印者、代理者、連絡担当者の変更	左記以外の職員の変更
試験の事業の実施の方法に関する事項	マネジメントシステム文書一覧表(様式1-10)	マネジメントシステム文書の改正、追加又は削除	
	マネジメントシステム文書のコピー	マネジメントシステム文書の改正又は追加	左記のうち、実質的な改正でない場合
	認定後に発行するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式	試験報告書の様式の記載内容の変更	
試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	試験方法ごとのに試験従事者の氏名及び経歴(様式1-11)	試験従事者の変更	

変更内容	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更内容の例(注1)
認定申請に関する連絡先担当者等	認定申請に関する連絡先担当者等 (様式1-12)	認定申請に関する連絡先担当者等の変更	
認定範囲の試験方法	認定(再認定)申請書別紙 (様式1-2)	認定範囲の試験方法規格の変更	

注 1) 軽微な変更内容については、その都度変更届を提出せず、再認定及び認定維持審査申請時に最新内容の書類として提出することができます。

注 2) 試験事業に影響がない試験装置・機器の変更として、別の試験室への移動、試験室内のレイアウト変更等があるが、「電子式非自動はかり」、「恒温恒湿槽」等、試験装置・機器によっては試験事業に影響を与える可能性があることから、注意が必要です。

TERP22 ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き：様式集

用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番としてください。
ただし、様式1-6、1-7及び1-8については、A列3番でも結構です。

注意：様式1から様式1-12までは、認定申請時に必要な様式です。

<u>(試験事業者 様式1)</u>	<u>認定(再認定)申請書</u>
<u>(試験事業者 様式1-2)</u>	<u>認定(再認定)申請書別紙</u>
<u>(試験事業者 様式1-3)</u>	<u>試験の業務の実績(過去1年間の実績)</u>
<u>(試験事業者 様式1-4)</u>	<u>試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図</u>
<u>(試験事業者 様式1-5)</u>	<u>試験に用いる器具、機械、装置類の一覧</u>
<u>(試験事業者 様式1-6)</u>	<u>試験所の配置図</u>
<u>(試験事業者 様式1-7)</u>	<u>試験室等の機器の配置図</u>
<u>(試験事業者 様式1-8)</u>	<u>試験所の組織図</u>
<u>(試験事業者 様式1-9)</u>	<u>主要職員名簿</u>
<u>(試験事業者 様式1-10)</u>	<u>マネジメントシステム文書一覧</u>
<u>(試験事業者 様式1-11)</u>	<u>試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経歴</u>
<u>(試験事業者 様式1-12)</u>	<u>認定申請に関する連絡先担当者等</u>
<u>(試験事業者 様式2)</u>	<u>認定申請書等変更届</u>
<u>(試験事業者 様式3)</u>	<u>認定維持(又は臨時)審査申請書</u>
<u>(試験事業者 様式4)</u>	<u>事業廃止届</u>
<u>(試験事業者 様式5)</u>	<u>試験事業に係る報告事項</u>
<u>(試験事業者 様式6)</u>	<u>委任状</u>
<u>(試験事業者 様式7)</u>	<u>廃番</u>
<u>(試験事業者 様式8)</u>	<u>廃番</u>
<u>(試験事業者 様式9)</u>	<u>廃番</u>

(試験事業者 様式1) 認定(再認定)申請書

認定(再認定)申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
申請者の氏名又は名称及び
法人にあつては代表者の氏名

試験事業者に対する製品評価技術基盤機構認定制度の認定(再認定)を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 認定を受けようとする試験方法の区分

別紙のとおり

2. 認定を受けようとする事業所(試験所)の名称、所在地(郵便番号)、電話番号、認定識別、認定の有効期限及び前回の現地審査日

認定(再認定)を受けようとする試験所

実施する業務	(マネジメントシステム運用、結果の報告、試験実施等について実施する業務を記載)
ふりがな	
名称	
ふりがな	
所在地(郵便番号)	
電話番号	
認定識別	(再認定申請の場合のみ、ご記入ください)
認定の有効期限	(再認定申請の場合のみ、ご記入ください)
前回の現地審査日	(再認定申請の場合のみ、ご記入ください)

関連する事業所

実施する業務	(マネジメントシステム運用、結果の報告、試験実施等について実施する業務を記載)
ふりがな	

名称	
ふりがな	
所在地(郵便番号)	
電話番号	

3. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無

【作成注意】

1. 「認定(再認定)を受けようとする試験の範囲の別紙」
試験を実施する事業所毎に「別紙のとおり」と記載し、様式1-2により別紙を作成してください。(ただし、この項目に様式1-2の内容を記載していただいても結構です。)
2. 「認定(再認定)を受けようとする試験所」
認定を受けようとする事業所を記載してください。マルチサイト事業者の場合は、ラボラトリマネジメントをおく事業所を記載してください。
3. 「関連する事業所」
試験活動を行うすべての事業所を記載してください。事業所が複数ある場合は、記載欄を追加してください。
なお、実施する業務には、試験の実施、試験報告書の発行、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、試験の計画、試験の結果のレビュー、承認、決定及びマネジメントシステム運用が含まれます。
4. 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」
「該当なし」、「現地試験を実施」、「レンタルラボでの試験を実施」のいずれかを記載してください。
また、「レンタルラボでの試験」で利用する施設が限定されている場合は、その賃貸人及びレンタルラボの所在地を記載してください。

(試験事業者 様式1-2) 認定(再認定)申請書別紙

様式1-2 認定(再認定)申請書別紙

認定(再認定)を受けようとする試験の範囲

事業所の名称¹⁾:

常設試験施設で行う試験²⁾

試験する材料又は製品 ³⁾	試験の種類 (試験方法の区分の名称) ⁴⁾	構成要素、パラメータ又は特性 ⁵⁾	試験方法 ⁶⁾	特記事項 ⁷⁾

現地試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法	特記事項

レンタルラボで行う試験

試験する材料又は製品	試験の種類 (試験方法の区分の名称)	構成要素、パラメータ又は特性	試験方法	特記事項

備考¹⁾: 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。

²⁾: 「常設試験施設で行う試験」、「現地試験」又は「レンタルラボで行う試験」毎の記載において、該当する試験がない場合は表を削除してください。

³⁾: TERP32 最新版記載の「試験対象」を記載してください。

⁴⁾: TERP32 最新版記載の「試験方法の区分の名称」を記載してください。

⁵⁾: 試験する構成要素、パラメータ又は特性を記載してください。

⁶⁾: TERP32 最新版記載の「試験方法」を記載してください。

⁷⁾: 試験に用いる技法、方法及び／又は機器について、補足が必要な場合、記載してください。

(試験事業者 様式1-3) 試験の業務の実績(過去1年間の実績)

試験の事業の概要及び業務の実績

試験の業務の実績(過去1年間の実績)

(年 月 日 ~ 年 月 日)

試験方法の規格番号・試験方法名	件数	試験方法の規格番号・試験方法名	件数

(試験事業者 様式1-4) 試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図

試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図

組織図



(試験事業者 様式1-5) 試験に用いる器具、機械、装置類の一覧

試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

区分の名称:

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有	図中

【作成注意】

1. 「認定を受けようとする試験方法の区分」又は「認定区分」毎に表を作成してください。
2. 現地試験又はレンタルラボでの試験に用いる器具、機械又は装置は、名称に(*)印を付けてください。(例:電圧計(*))
3. 依頼者又は依頼者が指定する者が所有する器具、機械又は装置の借入やレンタルラボの器具、機械又は装置のため「製造番号」の特定ができない場合は、「依頼者設備/依頼者が指定する者の設備/レンタルラボ設備(該当を選択)」と記載してください。

(試験事業者 様式1-6) 試験所の配置図

試験の事業を行う施設の概要

(1) 試験所の配置図

事業所の名称	

【作成注意】

1. 「事業所の名称」には、認定を受けようとする試験を実施する事業所の名称を記載してください。複数の事業所で試験を実施する場合は、事業所毎に記載してください。
2. 現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、「現地試験/レンタルラボでの試験のため該当せず。(該当を選択)」と記載してください。ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合は、「試験所の配置図」を記載してください。また、レンタルラボである旨、賃貸人、所在地も記載してください。

(試験事業者 様式1-7) 試験室等の機器の配置図

試験の事業を行う施設の概要

(2) 試験室等の機器の配置図

区分の名称	
試験室名	

【作成注意】

現地試験又はレンタルラボでの試験を行う場合は、試験方法の区分又は認定区分の名称、現地施設に対する要求仕様を記載してください。(例: ○○試験 現地施設に対する要求仕様: 温度 20 °C±2 °C、相対湿度: 70 %以下で管理された施設であること。)

ただし、レンタルラボでの試験で利用する施設が限定されている場合、可能な範囲で「試験室等の機器の配置図」を記載してください。

(試験事業者 様式1-8) 試験所の組織図

試験の事業を行う組織に関する事項

(1) 試験所の組織図

組織図



(試験事業者 様式1-9) 主要職員名簿

試験の事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿

ラボラトリマネジメント	
氏名	
職名	
関連する経験	
技術管理要員	
氏名	
職名	
関連する経験	
技術管理要員の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	
品質管理要員	
氏名	
職名	
関連する経験	
品質管理要員の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者	
氏名	
職名	
関連する経験	
署名又は記名押印する者の代理	
氏名	
職名	
関連する経験	

(試験事業者 様式1-10) マネジメントシステム文書一覧

試験の事業の実施の方法に関する事項

文書番号	文 書 名	制定日又は最新更新日

(試験事業者 様式1-11) 試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験

試験事業に従事する方(補助者を除く)の氏名及び試験事業に従事した経験について記入してください。

「主任」欄には、申請に係る試験の実施について責任を有する者に○印を記入してください。

「担当試験業務」には、様式1-2に記載した試験方法の区分の名称を記入してください。

主任	氏名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績
○	□□ □□	2002.4.1	A 試験 B 試験	2002 ~ つくば試験所 試験課 2005 2006 ~ 大阪試験所 試験課 2015 2016~ つくば試験所 製品試験課
○	□□ □□	2003.4.1	C 試験	2003 ~ つくば試験所 試験課 2010 2010 ~ 大阪試験所 試験課 2014 2015~ つくば試験所 製品試験課
	□□ □□	2007.4.1	A 試験 C 試験	2007~ つくば試験所 第2試験室
	□□ □□	2011.4.1	B 試験 C 試験	2011 ~ 大阪試験所 試験課 2015 2016~ つくば試験所 製品試験課

(試験事業者 様式1-12) 認定申請に関する連絡先担当者等

年 月 日

認定申請に関する連絡先担当者(必要な場合、認定後の連絡先担当者)及び認定された後のASNITE 試験事業者一覧表等で公表を希望する認定事業所(試験所)は次のとおりです。

(1) 認定申請に関する連絡先担当者

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
E-mail		

※申請手数料の請求書(印影なし)は、原則として電子メールでお送りします。送付先が上記と異なる場合には次に記載をお願いします。

請求書送付先	部署名	
	氏名	
E-mail		
住所(紙の請求書(印影なし)を希望される場合のみ)		〒

(2) 認定後の連絡先担当者(上記(1)と異なる場合に記入)

連絡先担当者	部署名	
	氏名	
電話		
E-mail		

(3) 認定された後のASNITE 試験事業者一覧表等で公表を希望する認定試験所の問い合わせ窓口

問い合わせ窓口	事業者名、事業所名 (試験所名)の和文	
	事業者名、事業所名 (試験所名)の英文	
電話		
E-mail(利用できる場合。なるべく組織宛のアドレス)		
WEBサイトのURL		

(注1) 一覧表等での公表を希望しない場合は該当する欄にその旨記入して提出してください。

(注2) 異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。

(試験事業者 様式2) 認定申請書等変更届

認定申請書等変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
名称
代表者の氏名

下記のとおり製品評価技術基盤機構認定制度の試験事業者の認定の申請書類記載事項に変更がありましたので、届け出ます。

記

1. 変更事項が生じた試験事業者の概要

2. 変更が生じた事項

3. 変更の事由

- 備考 ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。
- ② 1. の変更事項が生じた試験事業者の概要には、認定識別(認定試験事業者の場合に記入)、認定申請されている事業所、認定申請範囲を記入してください。
- ③ 変更が生じた事項及び変更の事由の記載にあたって、変更が生じた事項が複数ある場合には枝番を付し、変更の事由と整合させてください。また、必要に応じて別紙を用いてください。
- ④ 訂正後の関係資料を一緒に提出してください。
- ⑤ 複数の認定スキームについて認定を受けている者にあつては、認定スキームごとに変更届を提出してください。ただし、マネジメントシステム文書等複数の認定スキームにわたって運用されている規程類の提出については省略できる場合がありますので、IAJapan にご相談ください。

(試験事業者 様式3) 認定維持(又は臨時)審査申請書

認定維持(又は臨時)審査申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
名称
代表者の氏名

下記の認定について、〇〇年度の認定維持(又は臨時)審査を申し込みます。また、認定維持(又は臨時)審査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定事業所の名称及び所在地
2. 認定識別
3. 審査の種類
4. 認定維持(又は臨時)審査を受ける認定区分
5. 認定の有効期限
6. 前回の現地審査日

備考 ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。
② 代表者は、事業所の長でもよいものとします。

(試験事業者 様式4) 事業廃止届

事業廃止届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
名称
代表者の氏名

下記の製品評価技術基盤機構認定制度の認定に係る試験事業は、年 月 日に廃止したので、(認定証を添え)届け出ます。

記

1. 認定の年月日及び認定識別
2. 事業所の名称及び所在地
3. 「試験する材料又は製品」、「試験の種類(試験方法の区分の名称)」、「構成要素、パラメータ又は特性」及び「試験方法」

注意: 届出者は、試験所の長でもよい。
認定証が交付されている場合は、その認定証を添えること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。

(試験事業者 様式5) 試験事業に係る報告事項

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター(プログラム名)プログラムマネージャー 殿

認定試験事業者・事業所の担当者

試験事業に係る報告について

下記のとおり、製品評価技術基盤機構認定制度の試験事業に係る報告について提出します。

記

試験事業の実績及び試験報告書の発行実績

(〇〇〇〇年4月1日～〇〇〇〇年3月31日)

区分	認定対象試験実績		ILAC MRA 組み 合わせ認定シ ンボル付き 試験報告書	(参考) 類似試験
	試験方法	実施件数	発行件数 (枚数)	実施件数
		約 件	(件 枚)	約 件

注) 実施件数は、認定区分ごと、試験方法規格ごとに記載してください。

- 備考 ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。
 ② 区分数等が多く、1枚に収まりきらない場合は、記以下に「別紙のとおり」と明記し、別紙として添付してください。

(試験事業者 様式6) 委任状

委任状

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
委任者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

試験事業者に係る製品評価技術基盤機構認定制度の認定に係る手続きの権限を下記の者に委任します。

記

被委任者： 住所、所属、役職及び氏名

委任の範囲：

ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き 第15版

改正ポイント

主な改正内容

- ◆ 公開された電子システムの使用マニュアルについて追記
- ◆ IAJapanが受付可能な提出方法の一覧表を追加
- ◆ 様式8 誓約書、様式9 機密保持に関する合意書、様式7 認定契約書を削除し、IAJapan Webサイトに公開の様式を参照するように修正
- ◆ 不適合の是正報告(及び是正計画)書、懸念事項に対する回答書について、IAJapanから送付する旨を追加
- ◆ 既に認定を受けた試験方法の区分内で範囲を拡大する変更届を提出した場合の試験報告書の発行可能時期に関する記載を追加
- ◆ 認定の一時停止、取消し及び縮小を受けたとき、発行された認定証を速やかにIAJapanに返却する旨を追記
- ◆ 前年度の試験事業の実績報告の提出時期の変更
- ◆ 申請時に必要となる様式について追記
- ◆ 関連文書の改正に伴う修正

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。